

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第四回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 十二月二十三日（木）午前十時

日程第一

議案第七十五号

福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに
関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二

議案第八十九号

火葬費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第三

議案第七十六号

福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第四

議案第七十七号

福生市表彰制度審議会条例

（審査報告）

日程第五

議案第七十八号

福生市財政調整基金条例

（審査報告）

日程第六

議案第八十号

昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第七

議案第八十一号

昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）

（審査報告）

日程第八

議案第八十二号

昭和五十七年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）

（審査報告）

日程第九

議案第八十三号

昭和五十六年度福生市一般会計決算認定について

（審査報告）

日程第十

議案第八十四号

昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計決算認定
について

（審査報告）

日程第十一

議案第八十五号

昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地区画
整理事業会計決算認定について

（審査報告）

日程第十二

議案第八十六号

昭和五十六年度福生市下水道事業会計決算認定につ
いて

（審査報告）

日程第十三

議案第八十七号

昭和五十六年度福生市受託水道事業会計決算認定につ
いて

（審査報告）

日程第十四

議案第八十八号

市道路線の認定について

（審査報告）

日程第十五

陳情第四号

行政区域変更に関する陳情書

（審査報告）

日程第十六

陳情第十六号

福生市公衆浴場基幹設備資金の助成に関する陳情書

附錄在十大學堂新學期朱各學堂會情表

日程第十七

閉会中の継続審査申し出について

日程第十八

特定事件の継続調査について

午前十時三分開議

○議長（末次性男君）　ここに於て昭和五十七年第四回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（末次性男君）
この際、報告事項がありますので、事務

局長をして諸般の報告をいたします。

(木林田議会議務局長報告)

昭和五十七年度第三回定期監査報告（建設部・下水道課）に
ついで（別添参照）

二、昭和五十七年度第四回定期監查報告（福祉部・厚生課）に

一、(別添参照)

三、昭和五十七年度第五回 財政援助団体等監査報告について

(別添参照)

四、昭和五十六年度事務報告書の正誤について（別添参照）

○議長(末次性男君) 以上で報告は終りました。

○議長（末次性男君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小林菊三君 登壇）

○議会運営委員長（小林菊三君） 御指名をいただきましたので、二十日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして報告をいたします。

まず、本日の日程でございますが、すべてが審査報告であり、順序に ついては初日の日程のとおりに編成をいたしました。

次に、全員協議会ですが、お手元に御配付のとおりに、理事者、議会側、双方に予定事件がありますので、本日の本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、本年最後の本会議が有終の美を飾りますように、特段の御協力をお願いを申し上げます。

○議長（末次性男君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の

議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（末次性男君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第七十五号 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） ただいま議題となりました議案第七十五号 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例につきまして御報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の報告書の朗読は省略させていただきます。
（議案審査報告書）別添参照

簡単な説明の後、質疑を行つたものでございますが、まず、委員より、この災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に關する法律が一部改正されたのはソコ。また、この改正についてどうしてではないか、七月十日以後の災害で被害を受けて、この条例に當てはまる方は福生にはいませんね。及び、どうも第一条を讀んでみると、「自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金との支給を行い、自然災害にある精神または身体に著しい災害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い」となり、こゝが悪いような気がするが、こゝしたのはなぜか。それから、雜則は附則だけなのか、等の質問が出されました。

これらに対し、課長より、八月六日に公布され、八月十六日に施行されてゐる。また、施行令は八月十日に公布され、八月十六日に施行された。福生の条例改正は、東京都の準則が送られてきて、それによつて改正したので、東京都の準則ができたのが九月半ばで、職員に対する説明が九月二十一日だったので、今回の一程となった。云

報等でも呼ぶわけ、身体障害者手帳の交付状況でも調べているが、現在のところは無い。

第一条については、御指摘のように、言葉としてはおかしいかもしれないが、準則も、こゝうした形になつてゐるのでそれに合わせた。

雜則については、委任のみである。従来は、委任は第三章に入つてゐる。

全体的な流れを見て、章立ての場合は、委任というのは独立をして、すべての章にかかつてゐるので、こゝう形にした方がいんじやないかという事で、例規審議会で検討した結果、こゝうなつた、等々でございます。

次に、二、三の質疑の後、委員より、いろいろ検討してつくつたんだから、これが違法とかいうことではなく、内容そのものに影響があるというものじやないから、これはこれでいいとしても、わざわざ二章の二をつくつたんだから、わざわざ十三条までしかないのに、一章、二章、二章の二、三章、四章とあるというので、二章の二をつくつたんだから、これを三章にして、三章、四章にし、新たに五章をつくるという事で、適切な条例に改正されると思う。こゝのような点を、今後、例規審議会で検討して

こゝういふ意見が出ないようにしていただかば、等の意見が出された後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案とおり可決するものと決定した次第でございます。

よろしく御審議の上、当委員会決定とおり御可決賜いますよりお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十五号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第七十五号は、本委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二 議案第八十九号 火葬費等の

助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君） 議案第八十九号 火葬費等の助成に

関する条例の一部を改正する条例につきまして審査報告を申し上げます。

お手元に御配付の報告書の朗読は、省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

質疑と、順を追って御紹介いたしますと、委員長より、四条の中で

霊柩の搬送に要する費用は、狭山火葬場使用料条例等には

額については規定がないと思う。ここに書いてある狭山火葬場組合が

定める額というのは、例規集の中にないが、そうすると、その項と定める

と、いふことか。

それから、附則の次に、次の別表を加える、という事で、区分助成金額等の表があるが、これはいままでの条例にはなかったものが新たに入つたものである。それはいいのだが、現在の、昭和四年十月一日から適用する、という附則があつて、その次に別表が入つて、さらに今回の改正の附則が次に入るのか。私は、これは今回の改正の附則を別表の前に入れるのか、条例のつくり方ではないかと思う。この書き方でいいのか、でござつた。これに対し、課長より、霊柩の搬送に要する経費については、例規集には入つてないが、狭山火葬場組合霊柩車使用条例というものが別にある、その中で福生の場合は、六千四百円と七千二百円という事で決められてゐる。

別表の關係については、附則は、五十八年四月一日の施行という事で、その後、別表を加えた、という事で考へてつづいた。なお検討して勉強したいと思ふ。

さらに、委員より、狭山火葬場組合使用条例にあるという事だが、そうすると、狭山火葬場組合にあつても、福生の市民にも議

員にも、その使用料はわからないので、こういった使用料などは特に必要だと思ふ。議員の皆さんもまず知らないと。これは、そういうものを例規集の中に入れるべきだと思ふ。

さらに課長より、使用料の關係については、今後、市の例規集の中にに入れていくように努力したいと思ふ。

部長より、別表については、条例改正の原案そのものを見ると、附則の次に別表があるという形だが、最後にある附則というのは、今回御提案した一部改正条例の全体を今んだ施行期日を規定したもので、通常、最後にくるものである。この条例が採択され、公布された時点において、この附則は条例の中に溶け込んで、附則が幾つあるとすれば、直近の附則の次に、この条例は昭和五十八年四月一日から施行する、というものがくる。したがって、公布された時点では、五条の次に附則があり、その次に別表がくる。条例改正には、そのスタイルがあり、疑問に思われる点もあると思ふが、通常はこういう形になる、という答弁があつた後、さらに委員より、私の条

例改正についての考え方は、それとは違っている。昔からこういう形で慣れ、こになつてゐるといふ面もあると思う。私は、別表が五十八年四月一日から施行するといふ附則の後に置くべきじゃなかつたかと思う。今後、検討してほしいといふ要望が出された後、助役より、いま委員の方から言われたように、今後、そういう関係は、さらに、国や都の指導もあるので、そういう面もよく研究して、わかりやすいような説明ができるようにしたい、との発言があった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決すべしものと決定した次第でございます。

よろしく御審議の上、御可決賜いますようお願いいたします
報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします

ただいま議題となっております議案第八十九号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八十九号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第三 議案第七十六号 福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査と付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名がございましたので、議案第七十六号につきまして審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本条例については、第一条では、その目的として、山林については樹林地として今後も従来とおり継続させていたが、農地については、本条例により規定した農耕地のほとんどが、長期営農継続農地として登録され、今後十年間、農地として存続されることから、本条例から農耕地を削るものとするものであり、また、これに伴い、「樹林地等」と「樹林地」とするものである。

第五条については、字句の整理、第七条は見出しの字句の整理、これは、農耕地を削除することから、山林についてのみ規定するものであり、また、同条の三項、第八条、第九条、第十条、第十一条、第十三条、及び附則の第二項までについては、字句の用語の整理、附則については、この条例の公布の日から施行するものである。また、経過措置としては、長期営農継続農地以外、現在この条例により保全条例を締結する農地については、規定期間のみを対象とするものであるとの説明があり、全員異議なく、原案とおり可決

すべしものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおりに御決定くださるようお願い申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で、委員長の審査報告は終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十六号については、委員会報告のとおりに可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第七十六号は、委員会審査報告のとおりに可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第四 議案第七十七号 福生市表彰

制度審議会条例と議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君 登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第七七七号につきまして、委員会におけます審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にご覧です審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

まず、本案審査の冒頭、担当課長より内容説明を受けました後に、質疑が始まりました。でございますけれども、一としまして、何かこの問題は、いさなり出てきたような感じがして、新たに審議会をつくる必要が、一体あるのかどうか。また表彰審査委員会の中で、このようなものを設けた方がよい、といったような話があったのかどうか、といったようなことから、質疑が始まりました。

また、二としまして、表彰というものは、大変大きな問題であるから限定した人数の中で論議しなければならぬ、とすると、その結果は、限定されてしまう恐れがあり、自由闊達な表彰ができるのは、なかなかいすかしと。何も審議会をつくらなくても、いままでの条例は、改正すれば改正できるわけだから、余り賛成とは言えないと。その前に審議会をつくるというよりは、何をしようといった目的があるのか、お尋ねしたいと。三としましては、いや、私は早くから表彰は見直すべし、あると考へておる者の一人であるという意見であります。と言うのは、他市におきまして、ずいぶん厳しいところもあるわけであって、そういった意味からすると、当市の条例は、いさか甘いのではないかと。また、経済に貢献した者とか、文化に貢献した者とか、そういったようなことは書いてあるけれども、どうしてもどうも、いさなり細かい事については触れていないと。また、市関係者ばかりが表彰されている、といったような嫌が非常に大い、わけであって、であるから、これから理事者のみでなく、大ぜいの

学識経験者等と交えて検討することは非常によいことであろうと。せひともそういう意味では審議会はつくってほしいと。それから、また学識経験者は、概して地域的に選んでいただく、そういうような経緯があるようにあるけれども、どのような選定の方をするのか、といった意見と申しますか、質問がござりました。

また、四として、委員数を七人とした根拠、審議会委員の報酬、または本条例が通ったとしたら、市長としては、どうも諮問するの、その時期。また本条例は時限的なものであるかと思うけれども、そこで諮問された審議が終了したとき、即本条例は消滅するといった条項をつくてもよいと思うがどうかと。あるいはまた、七名のうち一人は市の職員というので、助役がそれに当たるようにだけけれども、助役というのであれば、市の特別職員という書き方もあらうと思う。表彰審査委員会規則によれば、助役とか、あるいは総務部長と明言されておるけれども、市職員という考え方を伺いたい、等々の質問がなされたわけであります。

これに對しまして、一、二の質問の答えというところになりましょうか。最初は市職員だけの調査会とか、検討委員会という形でもいっただけなにかという考え方を持っておたわけであるけれども、条例が制定されて以来、長い間、条例の骨子が見直されていなかったこともあり、時代の変転に応じた応い考え方を、条例の中に打ち出していただくには、学識経験者や、あるいは議員や市職員も含めた審議会を設置し、御検討を願う方がよりベターであるといった考え方から設置をお願いしたものであり、また最終的に、現行条例を改正する必要があるというところになれば、改正案を議会に提案するという順序になるかと思うので、もし限定的な結論といった危機感の解消されるべきであらう、といった答弁がなされました。

また、三の答弁といたしまして、学識経験者は、従来はある程度、地域の中から公正に選考してきておりましたけれども、それが実態であつたけれども、それよりも何よりも、表彰制度という性格から表彰というところに精通していると判断される人を重点においてお願い